

平成28年度 省エネルギー対策導入促進事業費補助金
省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業 <よくある質問と回答>

No	区分	小区分	質問	回答
1	事業全体	地域	対象地域によって採択に影響はありますか。	補助対象事業者の選定の際に支援対象領域(地域、業種等)のバランス等を考慮する場合があります。
2	事業全体	地域	支援対象地域に制限はありますか。また、支援対象地域の広さに制限はありますか。	日本全国のどの地域を対象にして頂いても構いません。但し、地域に根ざしたプラットフォーム構築ときめ細やかな支援が実施できる範囲でご検討下さい。 なお、ひとつの支援対象地域の単位は最大で都道府県、最小で市区町村とし、複数の支援対象地域での活動も認められます。その場合、各地域毎で体制を構築する必要があります。詳細は公募要領p9をご確認下さい。
3	事業全体	その他	「よろず支援拠点」との違いはなんですか。	よろず支援拠点は「様々な経営アドバイスを提供する」ことを目的としておりますが、本事業は「省エネルギーを推進するためのきめ細かな支援」を目的としています。 また、本事業においては、初期のアドバイスだけでなく、実施支援及び、実施後の検証・フォローアップまでの手厚い支援を補助します。
4	事業全体	その他	「よろず支援拠点」に登録していますが、本事業にも申請できますか。	可能です。
5	事業全体	その他	同一の協力事業者が、「よろず支援拠点」等の他事業と両方で謝金等を受けることは可能ですか。	同じ協力事業者が同一の支援・アドバイスについて重複で謝金を受け取ることはできません。他の事業の業務・経理と本事業の業務・経理が明確に区分ができていない場合、補助対象経費として認められることがあります。
6	事業全体	その他	今後同じような補助金はありますか。来年もありますか。	来年度以降の補助金の有無は未定です。今年度の応募申請において複数年度(最大3年間)の申請が可能ですが、次年度以降の補助金の交付を約束するものではありません。
7	支払	-	謝金を直接協力事業者に振り込んでもらえますか。	環境共創イニシアチブからの補助金のお支払いは補助対象事業者に限ります。
8	支払	-	謝金分の補助金はすぐに支払ってもらえますか。	補助金のお支払いのタイミングは中間及び事業完了後の2回です。
9	支払	-	補助対象経費を月次で支払ってもらえますか。	補助金のお支払いのタイミングは中間及び事業完了後の2回です。
10	支払	-	補助対象事業者から協力事業者への支払タイミングに決まりはありますか。	決まりはございません。補助対象事業者・協力事業者間でご相談ください。但し、補助対象期間中に支払いを完了させなければ補助対象経費としては認められませんのでご注意ください。
11	支払	-	補助金を請求する際に必要な書類は何ですか。	経理書類(支払証憑等)、および実績報告書等のご準備いただく書類がございます。詳細は採択事業者に別途配布する事務処理マニュアルをご確認ください。
12	情報公開	-	補助対象事業者情報はどこかに公開されますか。	本事業webページ上での公開を予定しております。
13	情報公開	-	環境共創イニシアチブで補助対象事業者の広報を実施してくれますか。	本事業Webページ上で補助対象事業者の紹介をすることはございますが、環境共創イニシアチブから個別の補助対象事業者の広報をすることはございません。
14	情報公開	-	補助対象事業者情報はどこにどのタイミングで公表されますか。	交付決定以降に本事業Webページにて公開する予定です。
15	情報公開	-	補助対象事業者情報を公表しないことは可能ですか。	できません。本事業終了までは情報公開に同意いただくことを必須とします。
16	情報公開	-	協力事業者名は公表されますか。	公表を予定しています。
17	情報公開	-	支援対象者名は公表されますか。	支援対象者に関する情報は、支援対象者の了解を得て公表されることがあります。
18	情報公開	-	補助対象事業者及び協力事業者に関する情報の公表はいつまで実施されますか。	平成29年度以降も本事業の期間中は公表される予定です。
19	公募要領	補助対象事業者要件	大企業でも、補助対象事業者になることは可能ですか。	補助対象事業者は、特に企業規模に応じて排除されるものではありません。
20	公募要領	補助対象事業者要件	事業所が2つ以上あるのですが、各事業所から複数の申請を行うことはできますか。	事業所ごとに申請いただくことが可能です。但し、審査において別々の事業として実施することが適当と判断されない場合もあります。
21	公募要領	補助対象事業者要件	事業所が2つあるのですが、2件の申請が必要ですか。	1事業(1申請)で複数のプラットフォームを構築することが可能です。但し、各拠点に1名以上相談窓口となる職員(事務補助員は除く)を配置していただく必要があります。補助対象上限額は、補助対象事業者1者あたりで定められておりますので、補助対象事業者1者が複数の補助対象領域で事業を実施する場合、各領域における補助対象経費の合計額が補助対象上限額以下である必要があります。
22	公募要領	補助対象事業者要件	同一の団体から、複数の申請を行う場合、補助上限額はどうなりますか。	1者が複数の補助事業を実施する場合、それぞれの補助事業あたりの補助上限額が10万円となります。一方、補助対象事業者1者が1つの事業を複数の補助対象領域で実施する場合、各領域における補助対象経費の合算額が補助対象上限額以下である必要があります。
23	公募要領	補助対象事業者要件	複数の事業者によって共同申請を行うことは可能ですか。	原則は幹事会社となる1者による申請を想定しております。補助対象事業者の体制内に他事業者が含まれていることについては、特段問題ありません。共同申請とする必要がある場合には、個別に環境共創イニシアチブへご相談ください。
24	公募要領	補助対象事業者要件	補助対象事業者自身が支援活動を行うことは可能ですか。その場合、謝金等を受け取ることは可能ですか。	支援活動を行っていただくことは可能です。ただし、その際、旅費のお支払いはできませんが、謝金のお支払いはできませんのでご注意ください。

平成28年度 省エネルギー対策導入促進事業費補助金
省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業 《よくある質問と回答》

No	区分	小区分	質問	回答
25	公募要領	補助対象事業者要件	金融機関を補助対象事業者の例に挙げているが、営利活動につながらない活動として何を想定していますか。	地方銀行等の金融機関は、地域の中小企業等と構築しているネットワークを活かし、個別の金融商品を紹介する前後の段階におけるコンサルティング等の支援を期待して例に挙げています。「補助対象事業者の営業活動及び営利活動となる経費」は補助対象外となっていることから、個別の金融商品の紹介に係る費用は補助対象外となりますが、それ以外の段階における支援は補助対象として問題ありません。 ※営利活動との線引きについては、申請に必要な書類のうち補助事業概要説明書(別添1)の「自社の営利活動との相反の有無」に記載をしてください。
26	公募要領	補助対象事業者要件	個人でも、補助対象事業者になることは可能ですか。屋号があれば可能ですか。	個人の方は対象外となります。「補助対象事業者は、地域に立脚した中小企業等の支援を主たる業務としている自治体・事業者(法人、団体、組合)であること。」を要件としております。
27	公募要領	補助対象事業者要件	補助事業終了後も報告等を求められますか。	補助事業完了後に補助事業完了報告書と補助事業実績報告書をご提出頂きます。また、環境共創イニシアチブよりアンケート、ヒアリング等もお願いさせていただきますので、そちらへのご協力をお願いいたします。また、複数年度で申請している場合、事業期間中に過年度の報告等を求める可能性があります。 なお、事業完了した年度以降にも環境共創イニシアチブより報告等を求める場合があります。
28	公募要領	補助対象事業者要件	「省エネポータル(仮称)等への間接的な相談」については、どのように対応すれば良いのでしょうか。	「省エネポータル(仮称)等への間接的な相談」があった場合は、必ず一度はコンタクトを取って下さい(面談、電話等、手段は問わない)。その上で、相談を受けるとともに、支援対象者として支援が可能かどうかを検討して下さい。
29	公募要領	補助対象事業者要件	環境共創イニシアチブが実施する説明会や講習会はいつごろ実施されるのでしょうか。	現時点では未定です。確定次第、対象者にご連絡いたします。
30	公募要領	補助対象事業者要件	事務補助員が相談窓口として対応しても構いませんか。	相談窓口として対応する職員は、事務補助員(補助員人件費で雇用するもの)は除きます。補助対象事業者の役職員もしくは補助対象事業者の組織内に雇用する専門家が相談窓口対応を行ってください。
31	公募要領	補助対象事業者要件	支援対象地域の自治体全てに体制に入ってもら必要はありますか。	原則として、支援対象とする全ての地域の自治体(都道府県もしくは市区町村)と合意形成をしてください。なお、事業開始後に支援地域を拡大することは可能です。(要計画変更)
32	公募要領	補助対象事業者要件	隣接していない自治体であっても、隣接しているとみなすことのできる自治体はありますか。(隣の隣の自治体等)	ありません。隣接しない自治体を支援対象地域とする場合は、その地域に拠点を設置する必要があります。
33	公募要領	協力事業者要件	個人でも協力事業者になれますか。	可能です。
34	公募要領	協力事業者要件	外国籍の個人でも協力事業者になれますか。	可能です。
35	公募要領	協力事業者要件	途中で協力事業者を追加できますか。	可能です。但し、変更される場合には、事前に環境共創イニシアチブに変更内容をご連絡ください。(手続きの方法については補助対象事業者に別途連絡します。)
36	公募要領	協力事業者要件	協力事業者には審査がありますか。	補助対象事業者の選者と併せて主に書面上での審査を行います。なお、環境共創イニシアチブにて必要と判断した場合には、別途、補助対象事業者を通じて協力事業者に関する情報を確認させていただくこともあります。
37	公募要領	協力事業者要件	協力事業者に直接連絡がいくことはありますか。	提出書類等についての確認が必要な場合等、環境共創イニシアチブから協力事業者に直接連絡を取らせていただくことがあります。加えて、アンケート、ヒアリングをお願いすることもあります。
38	公募要領	協力事業者要件	協力事業者になるにはどうしたらいいですか。	協力事業者が単独で本事業に申請することはできません。補助対象事業者と合意のうえ、補助対象事業者から環境共創イニシアチブに申請していただきます。
39	公募要領	協力事業者要件	補助対象事業者の関係会社・関係者でも、協力事業者になれますか。	補助対象事業者の関係会社に所属する職員が、協力事業者になることは問題ありません。但し、補助対象事業者に所属していると考えられる関係者については、補助対象事業者と同じ扱いとなるため、協力事業者にはなりません。 ※関係会社とは、株式会社においては資本関係のある会社、一般社団法人においては社員等に該当する会社です。詳細は採択者向けに事務処理マニュアルで定めます。 ※所属とは、定期的な雇用契約等を結んでいるものを指し、協働組合の組合員、協会の会員等は当てはまりません。
40	公募要領	協力事業者要件	協力事業者として参画する自治体の活動として何を想定していますか。	本事業に参画して頂く自治体には、地域の省エネ支援ニーズの把握、自治体の省エネ支援制度の情報提供、補助対象事業者と連携した省エネセミナー等の実施、相談窓口機能の補完等を期待しております。
41	公募要領	協力事業者要件	「自治体以外の法人、団体、組合においては支援対象地域の自治体の合意のもと、協力事業者には必ず自治体を入れた体制を組むこと」について、自治体の外郭団体等が参画した場合にもこの要件を満たしているとはみなすことはできますか。	できません。
42	公募要領	協力事業者要件	協力事業者の数に最低・最大の制限はありますか。	協力事業者が存在しない状態は認められません。加えて、補助対象事業者もしくは協力事業者の中には必ず1名以上のエネルギー関連の国家資格(公募要領の協力事業者要件を参照)を保有している者を含む必要があります。 なお、協力事業者数の上限は特に設けておりません。
43	公募要領	支援対象者要件	支援対象者に業種の制限はありますか。	環境共創イニシアチブが制限することはありません。
44	公募要領	支援対象者要件	補助対象事業者の関係会社でも、支援対象者となりますか。	補助対象事業者の関係会社が支援対象者になることは問題ありません。但し、当該社に対する支援に関しては、補助対象事業者の旅費については補助対象外となります。 ※関係会社とは、株式会社においては資本関係のある会社、一般社団法人においては社員等に該当する会社です。詳細は採択者向けに事務処理マニュアルで定めます。
45	公募要領	支援対象者要件	協力事業者が所属する組織の関係会社でも、支援対象者となりますか。	協力事業者が所属する組織の関係会社が支援対象者となることは問題ありません。但し、当該協力事業者の派遣に係る謝金及び旅費は補助対象外となります。 ※所属とは、定期的な雇用契約等を結んでいるものを指し、協働組合の組合員、協会の会員等は当てはまりません。

平成28年度 省エネルギー対策導入促進事業費補助金
省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業 《よくある質問と回答》

No	区分	小区分	質問	回答
46	公募要領	支援対象者要件	支援対象者の事業所が全国にまたがる場合、支援対象地域外にある事業所は支援対象となりますか。	申請いただいた地域内の事業所のみ支援対象となります。
47	公募要領	支援対象者要件	支援を受けたら何か制約を受けますか。	支援を受けたことによる企業としての事業運営上の制約は発生しません。但し、環境共創イニシアチブからのアンケート・ヒアリングに対する協力等をお願いすることがあります。
48	公募要領	支援対象者要件	中小企業等の定義を教えてください。	1)資本金の額又は出資の総額、2)常時雇用する従業員の数、のいずれかにおいて、公募要領p.11に定める基準を満たす法人、もしくは個人事業主です。
49	公募要領	支援対象者要件	協力事業者が所属する組織は支援対象者となりますか。	なり得ます。但し、支援対象者の組織に所属する協力事業者の派遣にかかる謝金及び旅費は補助対象外となります。
50	公募要領	支援対象者要件	医療法人、学校法人、宗教法人、地方自治体等は支援対象者となりますか。	公募要領p.11に該当する条件にあてはまる場合、支援対象者となります。詳しくは、環境共創イニシアチブにご相談ください。なお、地方自治体は支援対象者にはなりません。
51	公募要領	支援対象者要件	官公庁施設は支援対象者となりますか。	なりません。民間所有かつ民間運営の施設が対象となり得ます。
52	公募要領	支援対象者要件	学校法人は支援対象者となりますか。	私立の学校法人であれば、対象となり得ます。
53	公募要領	支援対象者要件	幼稚園、保育所は支援対象者となりますか。	私立の幼稚園、保育所であれば、対象となり得ます。
54	公募要領	支援対象者要件	商工会、商工会議所は支援対象者となりますか。	民間運営及び民間所有の施設であれば対象となり得ます。
55	公募要領	支援対象者要件	宗教法人は支援対象者となりますか。	民間運営及び民間所有の施設であれば対象となり得ます。
56	公募要領	支援対象者要件	補助事業に従事する者(管理・運営業務を行う役員及び補助対象事業者の組織内に雇用する専門家)が同時に他組織に所属している場合、当該組織は支援対象者となりますか。	なりません。
57	公募要領	補助対象経費	臨時職員の採用に係る経費は補助対象となりますか。(求人広告等)	なりません。補助対象事業者のご負担になります。
58	公募要領	補助対象経費	本事業の申請にかかる資料作成費用は、対象経費となりますか。	なりません。補助対象事業者のご負担になります。
59	公募要領	補助対象経費	協力事業者が、支援対象者への訪問は行わずに、電話・メール・資料送付等のみで支援を行う場合、協力事業者への謝金は補助対象となりますか。	なりません。
60	公募要領	補助対象経費	支援実施場所が支援対象者の事業所以外(補助対象事業者のオフィス、その他貸し会議室等)で実施する場合は、謝金と旅費は補助対象となりますか。	支援対象者に対して個別にアドバイス等を実施していることが証憑上確認できる場合に限り補助対象となります。
61	公募要領	補助対象経費	協力事業者が同時に多数の支援対象者に対して実施するアドバイス等についての謝金は補助対象となりますか。	全ての参加者が支援対象者としての要件を満たしており、かつ個別にアドバイス等を実施していることが証憑として残せることを条件に、補助対象となります。
62	公募要領	補助対象経費	省エネルギーの診断等に必要な機器等の経費(計測機器の購入費等)は補助対象となりますか。	なりません。但し、用途と使用期間を補助事業専用に限定し、補助対象事業者が賃貸・リース等をし、補助対象事業者の管理下で使用する場合に限り補助対象となります。
63	公募要領	補助対象経費	補助対象経費の品目ごとに、上限金額はありますか。	人件費の総額は事業費の20%を上限としておりますが、事業費の経費項目や細目のそれぞれに対する上限はありません。
64	公募要領	補助対象経費	臨時職員人件費の上限金額はありますか。	ありません。但し、人件費単価等について環境共創イニシアチブが不適切と判断した場合は補助金が支払われない場合があります。
65	公募要領	補助対象経費	謝金の金額はいくらですか。	補助対象事業者の内規に沿って設定してください。なお、内規がない場合(明確に説明ができない場合も含む)、および環境共創イニシアチブが不適切と判断する場合には、環境共創イニシアチブが別途定める規程に沿って設定いただきます。
66	公募要領	補助対象経費	謝金の上限はいくらですか。	補助対象事業者の内規に沿って設定してください。但し、補助対象事業者の内規における設定金額が不適当と環境共創イニシアチブが判断した場合は、補助金が支払われない場合があります。別途確認させていただきたくもありませんのでご了承ください。
67	公募要領	補助対象経費	謝金は個人に支払われる必要がありますか。	謝金は、個人に対する報酬ですので、個人が受領しなければなりません。所属企業等を経由して個人に支払う必要がある場合は環境共創イニシアチブにご相談ください。
68	公募要領	補助対象経費	交通費の上限はありますか。	ありません。
69	公募要領	補助対象経費	補助対象事業者の広報費用は補助対象になりますか。	なります。但し、支援対象領域(地域、業種等)を対象を限定した広報活動にかかる、補助事業専用かつ資産とならない費用に限り得ます。
70	公募要領	補助対象経費	支援対象者の事業所へ車で訪問する場合、ガソリン代は補助対象になりますか。	なります。但し、車の使用および費用の計上方法が、補助対象事業者の既存の内規に定められている場合に限り得ます。
71	公募要領	補助対象経費	補助事業に使用するPCやプリンタの購入費用は補助対象になりますか。	PCやプリンタは汎用性、資産性が高いため、購入した場合は補助対象外となります。但し、用途と使用期間を補助事業専用に限定して賃貸・リース等をする場合(例えば、本事業で新規に雇用する補助員が使用するPCの賃貸等)は、補助対象となります。
72	公募要領	補助対象経費	補助対象事業者の人件費は補助対象になりますか。	本事業に従事する者に限り、本事業の業務に費やした時間のみを補助対象経費として計上することができます。
73	公募要領	補助対象経費	人件費に上限額はありますか。	人件費の総額は、事業費(会議費・謝金、旅費、補助員人件費、その他諸経費)の20%が上限です。

平成28年度 省エネルギー対策導入促進事業費補助金
省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業 《よくある質問と回答》

No	区分	小区分	質問	回答
74	公募要領	補助対象経費	人件費の単価はどう設定すればよいですか。	原則、人件費は直近年度の支払実績額に応じた実績単価を用いてください。具体的には、人件費単価計算書(別添2-1)を用いて、就業規則に則った年間に支払う賃金総額を、就業規則等に定められた所定内労働時間で除して、単価を計算して下さい。就労期間が1年未満の場合は、期間を考慮して計算して下さい。
75	公募要領	補助対象経費	人件費単価を計算するにあたって、支払総額に福利厚生費等は含めることができますか。	支払総額は、給与支払額のうち基本給、家族手当、住居手当、法定福利費(事業主負担分)、管理職手当(技能職に対する手当を含む)、通勤手当、賞与のみの額とし、退職金、残業手当、休日出勤手当、福利厚生要素のある食事手当等を含まないで下さい。
76	公募要領	補助対象経費	新たに雇用する人員の人件費単価はどのように設定すればよいですか。	労使間で既に合意している条件を記載して下さい。原則交付決定後に変更は出来ませんので、雇用契約書案等も添付のうえ十分に確認して申請して下さい。
77	公募要領	補助対象経費	人件費の対象となる人員と、補助員人件費の対象となる人員の違いは何ですか。	「人件費」は、当該組織で雇用され、補助事業に直接従事する者を対象とします。補助事業の管理運営する役員、又は中小企業等の相談に対応できる専門家等が想定され、本事業に従事した時間に応じて補助対象経費を計上できます。 「補助員人件費」は、事業を実施するために必要な業務補助を行う者で、補助事業専業、かつ時間単価にて賃金を支払う契約の者を対象とします。間接雇用(派遣社員)と直接雇用(アルバイト)の形態が想定され、支払った賃金等に応じて補助対象経費を計上できます。
78	公募要領	補助対象経費	補助員人件費では、通勤手当、法定福利費等は補助対象になりますか。	原則対象となりません。時間単価×従事時間によって計算される範囲で補助対象となります。但し、間接雇用において、人件費単価に含まれる法定福利費等は対象となります。
79	公募要領	補助対象経費	事務補助員の「専業」について、どのように定義しますか。	本事業のみに従事することを「専業」とします。本事業以外の業務を行う事務補助員は、明確に業務を切り分けられる場合であっても、補助員人件費の対象とはなりません。
80	公募要領	補助対象経費	省エネルギーに関するセミナーを開催した場合、全ての費用が補助対象経費となりますか。	補助対象事業者が主催し、支援対象者の候補となる中小企業等に対して本事業の周知を主たる目的として実施したセミナーであることを条件とし、協力事業者である講師へ支払う謝金、旅費、および会場借料等が補助対象となります。なお、必要最低限の費用とし、茶菓代は含まないで下さい。但し、セミナーの内容や受講対象者によっては補助対象と認められない場合がありますので、環境共創イニシアチブに事前に確認して下さい。また、上記で例示した費用以外についても同様に事前に確認して下さい。
81	公募要領	補助対象経費	省エネルギーに関するセミナーを開催するとき、自治体との連携は必須でしょうか。また、何をもち「連携」というのでしょうか。	補助事業で省エネルギーに関するセミナーを開催する場合、自治体との連携は必須です。自治体の協賛や同席は必須ではありませんが、セミナーの内容等で自治体との連携が確認できる必要があります。
82	公募要領	補助対象経費	省エネルギーに関する広報活動にかかる経費は補助対象となりますか。	支援対象者の候補となる中小企業等を対象とした広報活動であることを条件とし、パンフレットの作成・配布等にかかる経費は補助対象となります。広報対象が明確とはならないweb広告等は対象とはなりません。但し、内容と配布対象によっては補助対象と認められない場合がありますので、環境共創イニシアチブに事前に確認して下さい。また、上記で例示した費用以外についても同様に事前に確認して下さい。
83	公募要領	補助対象経費	自治体を実施する別セミナーの一部分として、本事業の周知を目的としたセミナーを実施した場合、会場借料やセミナー講師への謝金は補助対象経費となりますか。	セミナーに補助事業以外が含まれる場合、補助事業で実施した内容に係る経費のみ(この場合、補助対象事業者が本事業周知のために招致した協力事業者への講師謝金、旅費及び会場借料の一部)が補助対象経費となり得ます。
84	公募要領	補助対象経費	協力事業者に対して、支援対象者への派遣に関連して別途業務(事前の打ち合わせ、事後の報告書作成等)を依頼した際の謝金は補助対象となりますか。	支援対象者への派遣に関連した業務(事前の打ち合わせ、事後の報告書作成等)については成果物が確認できる内容に限り、直接支援を行った時間以外も認められます。その場合、補助対象事業者で成果物を確認の上、責任を持って検収を行ってください。また、当該業務に必要なその他諸経費(打ち合わせに必要な会議費等)については、必要性が認められれば補助対象となります。事前に、環境共創イニシアチブにご相談ください。
85	公募要領	補助対象経費	支援対象者が既に補助対象となる事業(公募要領1.(4)①A.～D.)の一部を実施している場合でも本事業で支援することができますか。	支援対象者の現状に合わせて補助対象となる事業(公募要領p.4)を実施していただくこととなりますので、必ずしも順番(A.→B.→C.→D.)どおりに支援しなくても構いません。但し、本事業においては、支援対象者の「具体的な施策や第三者のアドバイス等のフォローアップが必要な状態で停滞している状況」に対して支援を行うことを目的としておりますので、特に、「省エネルギーに関する取組の計画」「省エネルギーに関する取組の実施」については重要な活動として捉えております。
86	公募要領	補助対象経費	支援対象者に対する支援回数の上限はありますか。	同一の支援対象者には、15人回の支援まで謝金、旅費を計上することができます。(15人回を超える支援については、実施をしても構わないが、補助の対象とはなりません。複数年度事業においては期間全体で同一の支援対象者に30人回を上限とします。)
87	公募要領	補助対象経費	一つの支援対象者への支援において、複数の事業所や工場に協力事業者を派遣した場合、支援回数の上限は、事業所や工場ごとにカウントされますか。	支援を行った事業所や工場ごとではなく、支援対象者1者あたりについてカウントされます。
88	公募要領	補助対象経費	補助対象経費は税抜ですか。	原則、消費税は補助対象経費として認められませんので、税抜きでの計算をお願いします。ただし、以下に該当する事業者については、消費税等を補助対象経費に含めることができます。 ① 消費税法における納税義務者とならない者 ② 免税事業者 ③ 簡易課税事業者 ④ 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人 ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である者 ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者 ⑦ 申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない者 消費税等を補助対象経費に含める場合は、交付規程に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を提出のうえ、消費税の確定申告時に仕入控除した消費税等相当額のうち、補助金充当額について返還を行う必要があります。
89	公募要領	補助率	補助率の定額とは何ですか。	補助対象経費の全額(補助上限額を上限とする)です。
90	公募要領	予算	「省エネポータル(仮称)等を介した相談」について支援を行った場合、交付決定額とは別に経費をみてもらえるのでしょうか。	「省エネポータル(仮称)等を介した相談」についても支出計画書に計上して申請をしてください。いかなる理由があっても、交付決定額を超えて補助対象経費を計上することはできません。

平成28年度 省エネルギー対策導入促進事業費補助金
省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業 《よくある質問と回答》

No	区分	小区分	質問	回答
91	公募要領	予算	補助金の上限額はいくらですか。	補助対象事業者に対する補助上限額は100万円です。
92	公募要領	予算	当初申請時に提出した支出計画を変更(増加する変更)することは可能ですか。	交付決定額の範囲であれば変更は可能です。但し、事前に環境共創イニシアチブに申請をいただき、承認を受けていただく必要があります。
93	公募要領	事業期間	公募期間はいつからいつまでですか。	平成28年4月6日(水)から平成28年5月9日(月)17:00までです。
94	公募要領	事業期間	2次公募はありますか。	現時点では未定です。追加の公募がある場合には、本事業Webページにてご案内します。
95	公募要領	事業期間	事業の実施期間は決まっていますか。	平成29年1月13日(金)までです。
96	公募要領	事業期間	複数年度の提案が採択された場合、交付決定日から最終年度の事業期間完了日が全体の事業期間となるのですか。	複数年度の提案が採択された場合であっても、今年度の事業期間は、平成29年1月13日(金)です。翌年度については、再度交付申請の手続きをして頂く必要があります。なお、今年度の事業期間終了日以降翌年度の交付決定前に発生した経費については補助対象経費にはなりませんのでご注意ください。
97	申請	申請前	申請様式はどこでダウンロードすればいいですか。	本事業Webページ上で公開しております。
98	申請	申請前	申請書類の送り先はどこですか。	環境共創イニシアチブまでご送付ください。なお、送付先の住所は公募要領をご確認ください。
99	申請	申請前	申請前に申請書の内容を事前確認してもらえますか。	事前確認は受け付けておりません。
100	申請	申請前	書類が届いているかどうか確認できますか。	環境共創イニシアチブまでお問い合わせください。
101	申請	申請前	財務諸表等の添付書類は直接穴を開けても大丈夫ですか。	問題ありません。
102	申請	申請前	資格証明資料や事業概要パンフレットはコピーでもいいですか。	問題ありません。
103	申請	申請前	印鑑証明は必要ですか。	不要です。
104	申請	申請前	申請書類の送付方法を教えてください。	環境共創イニシアチブまで郵送等配送状況が確認できる手段で送付してください。なお、申請書類を直接環境共創イニシアチブに持参することはできませんのでご注意ください。
105	申請	申請前	複数年度の申請を行うことはできますか。	最長3年間の提案が可能です。但し、補助事業の交付申請・交付決定は単年度毎に行われます。詳細は公募要領p7の「複数年度の提案に当たっての注意事項」をご参照下さい。
106	申請	申請前	複数年度事業を実施するつもりですが、毎年単年度事業として申請しても良いですか。	可能です。ただし、翌年度以降は再度採択審査を受けて頂く必要があり、複数年度事業よりも交付決定が遅れる可能性がありますので、ご注意ください。
107	申請	審査	申請状況の確認は可能ですか。	審査結果は本事業Webページ上にて発表いたします。それ以前の個別確認にはお答えできません。
108	申請	審査	資料の添付を忘れた場合、再送していいですか。	申請書類提出後の資料追加は原則受け付けません。申請時に、書類漏れ等ないように、十分にご確認ください。
109	申請	審査	面談では何を聞かれますか。どのくらいの時間がかかりますか。	申請の内容についての質疑応答が基本になります。所要時間は未定です。なお、面談は必要がある場合にのみ行います。
110	申請	審査	面談には協力事業者の同席も必要ですか。	必要ありません。
111	申請	審査	面談には協力事業者も同席してもらっていいですか。	協力事業者の出席を排除するものではありません。但し、会場の都合上、大人数での出席はお受けしかねますので、協力事業者が出席される場合には、最大3名までとしてください。
112	申請	審査	審査にはどのくらいの時間がかかりますか。	5月中下旬に申請者に対して採択結果を通知する予定です。但し、申請の状況によって若干前後する可能性がございます。
113	申請	審査	面談場所はどこですか。	東京での実施を予定しておりますが、面談のご連絡の際に、正確な場所をご連絡いたします。
114	申請	採択決定	採択決定の通知はどのように届きますか。	書類の郵送、メールで行う予定です。
115	申請	採択決定	不採択となった場合に、通知はきますか。	書類の郵送、メールにてご連絡する予定です。
116	申請	採択決定	不採択となった場合に、申請書類は返却されますか。	申請書類は返却できません。ご了承ください。
117	申請	採択決定	不採択となった理由は教えてもらえますか。	不採択理由はお答えできません。ご了承ください。
118	申請	採択決定	採択基準を教えてください。	公募要領に審査項目を記載しておりますので、そちらをご確認ください。
119	申請	採択決定	採択から交付決定までにどれくらいの期間を要しますか。	採択後、交付申請をして頂き、5月下旬以降6月中の交付決定を予定しております。但し、申請の状況によって若干前後する可能性もございます。
120	申請	採択決定	採択から交付決定までの間の費用は補助対象となりますか。	なりません。交付決定日以降に発生(発注・契約)する費用が補助対象となります。

平成28年度 省エネルギー対策導入促進事業費補助金
省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業 《よくある質問と回答》

No	区分	小区分	質問	回答
121	申請	採択決定	交付決定の通知はどのように届きますか。	書類の郵送及びメールで行う予定です。なお、交付決定した補助対象事業者について、事業者名や事業概要等を本事業Webページに掲載します。
122	申請	採択決定	不採択となった場合に、再申請は可能ですか。	再申請は受け付けません。
123	申請	採択決定	複数年度の申請が採択された場合、翌年度以降の採択も決定したということでしょうか。	複数年度の申請が採択された場合、今年度の継続評価を受けて頂き、翌年度の継続可否が審査されます。
124	公募説明会	-	公募説明会に参加していなくても申請できますか。	説明会に参加しなくても申請は可能ですが、申請をお考えの方は、可能な限り説明会にご出席ください。
125	公募説明会	-	公募説明会で使用された資料をもらえますか。	本事業Webページにて掲載する予定です。
126	事業の実施	定期報告	定期報告とは、何ををするのですか。	事業の進捗状況について定期報告を行っていただきます。詳細は事務処理マニュアルで定めます。
127	事業の実施	定期報告	定期報告の頻度はどれくらいになるのですか。	現時点では、月に一回の報告を予定しております。
128	事業の実施	計画変更	事業が予定通りに進行しなかった場合はどうなるのですか。	支援終了後の検査の結果、計画との著しい乖離があると判断された場合には補助金のお支払いができない可能性もございます。
129	事業の実施	計画変更	事業期間中に事業を辞めることは可能ですか。	事業途中の辞退は原則的に認めません。(補助対象事業者の責に因らない事情で事業の継続が困難となった場合には、速やかに環境共創イニシアチブにご連絡ください。)
130	事業の実施	計画変更	不適切と思われる協力事業者を除外したいときはどうしたらいいですか。	速やかに運営事務局にご連絡の上、環境共創イニシアチブの指示に従ってください。
131	事業の実施	計画変更	事業期間中に支援対象者の業種を増やしたいときはどうしたらいいですか。	速やかに環境共創イニシアチブにご連絡の上、環境共創イニシアチブの指示に従ってください。
132	事業の実施	実績報告	「事業完了」とはどのような状態なのですか。	①交付申請で掲げた目的と内容が達成された場合。 ②所定の事業期間に達した場合。 のいずれか早い方を指します。
133	事業の実施	実績報告	補助事業実績報告書とは何を記載するのですか。	主に、交付申請時の計画に対して実施した支援内容、及び費用の実績のほか、環境共創イニシアチブが求める事項についてご報告いただきます。事業完了前のタイミングで補助対象事業者宛てに詳細をご連絡します。
134	事業の実施	実績報告	補助事業実績報告はいつまでに提出するのですか。	補助事業実績報告書における「事業完了日」から起算して30日以内に、提出してください。
135	事業の実施	実績報告	当初計画の事業完了日までに事業が完了しない場合、どうしたらいいですか。	当初計画の事業完了日までに事業が完了しないと判明した時点で、速やかに環境共創イニシアチブにご連絡ください。環境共創イニシアチブへの連絡を怠った場合、補助金のお支払いができなくなる可能性もございます。
136	事業の実施	実績報告	支援途中で補助事業完了期限(1/13)がきてしまった場合どうすればよいですか。	自主事業で支援を継続いただいても結構です。その場合、平成29年1月14日以降に発生した費用については補助対象外となります。
137	事業の実施	実績報告	謝金を支払ったあとで、補助対象外とされてしまうケースはありますか。	支援完了後の環境共創イニシアチブによる検査の結果、謝金の用途が不適切であると判断された場合には、補助の対象外となる場合があります。
138	事業の実施	実績報告	事業費が予定よりも少なくなった場合でも、当初申請した人件費は支払ってもらえますか。	補助対象経費となる人件費の総額は、事業費の実績額の20%が上限となります。
139	事業の実施	-	協力事業者が支援対象者を訪問して支援を実施する際に補助対象事業者が同行する必要はありますか。	必ずしも同行する必要はございません。但し、どのような支援が行なわれているかは常に把握する必要がございます。
140	事業の実施	-	協力事業者が支援対象者を訪問して支援を実施する際に補助対象事業者が同行する必要はありますか。	必ずしも同行する必要はございません。但し、どのような支援が行なわれているかは常に把握する必要がございます。
141	事業の実施	-	一つの支援対象者に対して、複数の協力事業者が同時に訪問した場合、それぞれの協力事業者に謝金を支払うことは可能ですか。	可能です。但し、複数の協力事業者が同時に訪問する必要性について明確に説明できる場合に限りです。
142	事業の実施	-	専門家派遣の際に、協力事業者ではない専門家の同席は認められますか。	支援に同行する者は、協力事業者として登録してください。(補助対象事業者及び自治体関係者を除く)